

答 申 書
(答申第27号)

平成18年10月10日

1 審査会の結論

勤務日誌のうち、別紙1に掲げる部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成○年○月○日付けの○警察署○○交番の勤務日誌である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)又は同条第2項第2号に規定する非開示情報(以下「2項2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人は、非開示とされた別紙1のすべての項目の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、「個々の取扱いに係る特定個人の住所、氏名、年齢、職業、車両登録番号(以下「特定個人の住所等」という。)」及び「取扱事案の通報に係る部分(以下「通報部分」という。)」である。

実施機関は、特定個人の住所等については、単独あるいは他の情報と組み合わせることにより、事件事故等の関係者が特定又は推認されることになり、個別事案の関係者であるか否かについては、個人のプライバシーに関する情報であって、通常他人に知られたいと認められると主張する。

また、通報部分については、個別の事案取扱いにおける通報者に関する記載があり、これが明らかになると、他の情報と組み合わせることにより、通報者が特定又は推認されることとなり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められると主張する。

ウ 特定個人の住所等や通報部分は、既に開示している情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

特定個人の住所等や通報部分の情報が開示されると、当該個人が事件事故等の関係者や通報者であるという事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において6号情報に該当するとして非開示としたのは、「取扱事案の内容に関する部分」である。

実施機関は、本件公文書には、取扱事案の具体的な内容が記載されており、これは当該関係者等において公表を予定していない情報であることから、これが明らかになると、相談者等の関係者との信頼関係を損ない相談者等が相談の申出に消極的になるなど、以後の警察業務の円滑な実施を著しく困難にするものと認められると主張する。

ウ 取扱事案の内容に関する部分が開示されると、警察に相談に行く意思を有している被害者等や、犯罪等があったことを警察に通報する意思を有している者が、これらを行うことを躊躇するようになり、また、関係者からの協力が得られにくくなることから、警察事務の円滑な実施を著しく困難にすることが認められる。

したがって、取扱事案の内容に関する部分については、6号情報に該当するものと判断する。

(5) 2項2号情報の該当性について

ア 条例10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関が本件処分において2項2号情報に該当するとして非開示としたものは、「警察官の氏名及び印影」、「警察官の時間ごとの活動計画及び活動内容」及び「交

通事故発生時の状況」である。

実施機関は、警察官の氏名及び印影については、当該警察官が犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事することから、これが明らかになると、警察を敵視する個人や団体等から、警察官及びその家族が危害や嫌がらせを受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、警察官の時間ごとの活動計画及び活動内容については、これが明らかになると、犯罪を企図する者がその間隙をついて犯行に及ぶおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

さらに、交通事故発生時の状況については、交通事故発生時の事故原因に関する内容が記載されていることから、これが明らかになると当該交通事故の捜査において、交通事故の関係者等が、供述を自己に有利な内容に変更する等の対抗措置を取るなど、交通事故捜査に支障が生ずるおそれがあると主張する。

ウ 本件処分において非開示とした警察官の氏名及び印影は、既に開示している情報と組み合わせることにより、〇〇交番勤務の警察官であることが明らかとなり、当該警察官が犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事することから、公共安全情報の5類型のうち、「捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」と「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

また、警察官の時間ごとの活動計画及び活動内容は、これが明らかになると、当該交番の体制を把握することが可能となることから、犯罪を企図する者がその間隙をついて犯行に及ぶおそれがあることから、公共安全情報の5類型のうち、「捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」と「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

さらに、交通事故発生時の状況は、交通事故発生時の捜査の初期段階において、事故当事者の供述及び証拠等に基づいて認定した事実が捜査内容そのものとして記載されているものであり、公共安全情報の5類型のうち、「捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(6) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、警察を敵視する個人や団体等や当該交通事故関係者等と交際・交流がないことから、実施機関の非開示理由に当たらない。法令違反者等の立件に向けての情報収集のために開示を必要としている旨主張する。

しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者の特別の地位や請求の目的、内容は何ら考慮されないものであるから、審査請求人のそうした事情は、開示・非開示の判断に当たり、何ら考慮することはできないものであり、審査請求人の主張は採用できない。

イ なお、審査請求人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものでは

ないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年6月1日	○ 諮問書の受理（諮問番号30） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成18年6月2日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年7月10日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年8月7日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成18年9月11日 （第三部会）	○ 審議
平成18年10月5日 （第15回審査会）	○ 答申案審議
平成18年10月10日	○ 答申

非開示とした部分	該当条項
警察官の氏名及び印影	条例第10条第2項第2号
警察官の時間ごとの活動計画及び同活動計画に基づく活動内容	条例第10条第2項第2号
個々の取扱に係る特定個人の住所、氏名、年齢、職業、車両登録番号	条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
取扱事案の通報に係る部分	条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
取扱事案の内容に関する部分	条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第6号
交通事故発生時の状況	条例第10条第2項第2号